

プロポーザル方式による事業者選定結果表

プロポーザルに付した事項	担当課 教育総務課・スポーツ推進課 契約名 淡路市立中学校体育館等空調設備等整備事業							
審査の日時	令和7年11月7日							
審査の場所	淡路市防災あんしんセンター2階 多目的ホール、待機室							
予定価格	契約予定金額							
482,350,000円	482,350,000円							
当選基準点（当選要件）	600点（評価点合計の6割）							
候補者名	テラマエ設備工業株式会社		総合点	748				
番号	提案者氏名（五十音順）	候補者の選定理由						
1	テラマエ設備工業株	体育館空調設備設置事業のデザインビルド方式の実績が豊富であり、屋根や窓の断熱工事、避難所としての非常電源の確保、使用時の利便性や故障対応等の管理体制が優れている。また、工事設計、工事施工、施工監理などでも、事業をスムーズに行える体制を構築するなど優れた提案であったため。						
2	ダイキンエアテクノ株							
3								
4								
5								
総合点 (点数順) 【満点1000点】	点数順位	価格評価点 (A)	技術評価点 (B)	審査合計点 (A)+(B)				
	1	100.0	648.0	748.0				
	2	—	—	—				
	3							
	4							
	5							
契約予定金額	¥482,350,000.－（うち消費税及び地方消費税）¥43,850,000.－							
<プロポーザルに参加する者に必要な資格>								
次に掲げる要件を全て満たしていること								
(1) 事業者及びグループの代表者								
ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項の規定に該当する者でないこと。								
イ 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て（同法附則第3条に規定する申立てを含む。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条に規定する申立てを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）								
第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法の規								

定による更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがなされた者であっても、会社更生法の規定による更生計画認可の決定又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けた者については、当該更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかつた者とみなす。

ウ 公募開始日から協定書締結の日までに淡路市指名停止基準に関する規程（平成17年淡路市訓令第21号）による指名停止の措置を受けていない者であること。

エ 淡路市暴力団排除条例（平成25年淡路市条例第9号）第2条第1号に定める暴力団、同条第2号に定める暴力団員及び同条第3号に定める暴力団密接関係者に該当しないこと。なお、グループで申し込む場合は、構成員全てを対象とする。

オ 建設業法第28条第3項又は第5項の規定による、営業停止期間中の者ではないこと。

カ 参加表明書の提出時点までに納期限の到来した市税、法人税又は消費税及び地方消費税（本市に事務所・事業所（店舗等を含む。）を有しない者にあっては、法人税又は消費税及び地方消費税）を滞納していないこと。

キ 提案書の提出時点までに、代表事業者は、法人格を有し、令和6・7年度淡路市競争入札参加資格者名簿に申請区分「建設工事」の内、希望業種（20建築一式工事）又は希望業種（90管工事）に登録されていること。

ク 建設業法の規定による建築一式工事又は管工事業の特定建設業許可を有する者

ケ 建設業法の規定に基づき当該対象工事の監理技術者を現場において専任で配置できること。

コ 直近3か年の経営状況が著しく悪化していないこと。

サ 直近10年以内に契約したもので、国又は地方公共団体の教育施設における空調設備設置工事の実績が1件以上あること。

## （2）グループの代表者以外の構成員

ア 上記（1）のアからオ及び、カのうち、市税を滞納していないこと。

イ 構成員のうち主に設計業務及び工事監理業務を行う事業者は、次に掲げる要件を全て備えていること。

（ア） 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けていること

（イ） 提案書の提出時点までに、令和6・7年度淡路市競争入札参加資格者名簿に一級建築士事務所で登録されていること。

ウ 構成員のうち主に工事を行う事業者（以下「施工企業等」という。）は、次に掲げる要件を備えていること。

（ア） 施工企業等は、提案書の提出時点までに、令和6・7年度淡路市競争入札参加資格者名簿に申請区分「建設工事」のうち、希望業種（20建築一式工事）又は希望業種（90管工事）に登録されていること。